

はしがき

個人情報保護の取扱いの「適正化」を図る法理論の形成は、法講学と（法）実務の双方に跨る現代の重要課題であり、本書は、労働者のメンタルヘルス情報という、その特質上、最も取扱いが難しい情報を焦点とした法理形成を図ることで、個人情報の取扱い一般への波及を目的としている。正当かつ妥当な法理形成は、メンタルヘルス等の健康管理にも貢献する。

ここ四半世紀ほど、わが国では、労働者の健康管理に関する法的責任が使用者に重く課される一方、健康情報の取扱いに本人同意が得られない場合もあり、そうした場合の情報の取扱いや管理責任の何如が重要な論点となって来た。特に、適切な対応に際して人事労務管理の関与が求められるメンタルヘルスにおいて、深刻な矛盾を生じて来た。

とはいえ、比較法的手法から得られる示唆には限界がある。EUの主要国では、近年の情報保護立法の進展もあって、労働者の健康情報は、機微な情報として厳格な法的保護——アクセス制限、医療者等の中立的な専門家による取扱い等——の下に置かれ、本人同意の有無にかかわらず使用者の取扱いが認められるのは、原則として就業能力や適性に関する情報に限られている。とはいえ、法的な産業医制度の有無やその位置づけによっても取得の可否や範囲は異なるし、本人同意の認め方や、保護の例外を認める条件にも国による違いがある。そして何より、諸外国の情報保護法制度では、メンタルヘルス情報の特性は必ずしも考慮されておらず、もとより労使間の連続性、相互配慮の重視、使用者の健康管理責任の強化等の日本の特徴も考慮の外である。

よって、日本の国情とメンタルヘルス情報の特質を踏まえた一般性のある法理論形成が求められるが、法学者による形成的取組は皆無に等しかった。

そこで本書では、メンタルヘルス情報の特質や、労働者の健康管理をめぐる日本の特徴とプライバシー保護の両立を図るため、判例学説はもとより、行政のガイドライン等を重要なてがかりとしつつ、情報取扱い前提条件整備義務と

いう法理論の形成を通じ、個人情報の取扱い法理一般への影響を図ることとした。

先ず1～2章で、労働者のメンタルヘルス情報の取扱いにかかる構造的な問題を指摘したうえで、それを止揚するための法理論の仮説（使用者に労働者らが自身の情報の取扱いに同意し易い前提条件の整備義務を課すと共に、それを果たす限り、条件に応じて段階的に、メンタルヘルス情報の取扱いを正当化ないし義務化する考え方）を示し、3～5章でその論証を図った。

すなわち、先ず3章で関係法規や法理のエッセンスを整理し、それらが一定条件下で事業者による労働者の同意なきメンタルヘルス情報の取扱いを正当化していることを示した。そのうえで、4章では、行政のガイドライン等もそうした取扱いを正当と認識したうえで、その要件の詳細を示していることを明らかにした。その際、先ず行政のガイドライン等が法の履行支援と共にその解釈の役割を担って来たことを示したうえで、3種類の情報の取扱い区分（「情報の取得」、「保管・利用」、「第三者提供」）ごとに、当該ガイドラインの示唆を整理分析した。「情報の取得」においては、本人同意を得ずに事業者が行うメンタルヘルス情報の取得の可否と可とされる場合の要件、「保管・利用」においては、同じく健康管理目的で収集したメンタルヘルス情報の人事労務管理目的への転用の可否と可とされる場合の要件、「第三者提供」においては、同じく事業者が取得したメンタルヘルス情報の第三者提供（特に企業外部の産業保健従事者や医療者、家族への提供）の可否と可とされる場合の要件の解明を図った。そのうえで、それらと判例学説との整合性を確認した。

5章では、以上の作業を踏まえて、上記仮説の正当性の論証を図った。

本書が提示する法理の核心は、一定の手続きを誠実に尽くした使用者への労働者の信頼を擬制することにより、公正な紛争解決と実際の信頼関係の醸成の双方を図ることにある。

本書の発刊は、多くの方々の支えによっている。特に、指導教授であった、盛誠吾現一橋大学大学院特任教授、中窪裕也現一橋大学大学院教授のほか、半田有通元厚生労働省安全衛生部長、厚生労働省安全衛生部の方々、家族、友人に謝意を表す。また、本書の出版を手続面で支援して下さいとうえ、とても

はしがき

丁寧な編集、校閲作業を行って下さった法律文化社の小西英央様にも、謝意を表す。

なお本書の発刊に際しては、近畿大学学内研究助成金制度（刊行助成）の助成を受けた。

2018年3月吉日

三柴 丈典